（登録特定送配電事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法）

第三条　前条第一項及び第二項の規定は、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第三項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。

2　前条第三項の規定は、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。

（商品先物取引法施行令の一部改正）

第二条　商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「上場商品構成物品」を「上場商品構成品」に改める。

第十九条第一号中「上場商品構成物品」を「上場商品構成品」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（当該会員等と密接な関係を有する者）

第二十二条の二　法第百五十七条第三項の政令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一　当該会員等の子法人等

二　当該会員等を子法人等とする親法人等

三　当該会員等を子法人等とする親法人等の子法人等（当該会員等及び前二号に掲げる者を除く。）

四　当該会員等の関連法人等

2　前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体をいう。以下この項及び次項において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として主務省令で定めるものをいい、前項及び次項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3　第一項に規定する「関連法人等」とは、法人等が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

第二十七条の見出し中「商品等」を「物」に改める。

第四十九条第一号、第五十条第一号及び第五十二条第一号中「物品」の下に「又は電力」を加える。

（予算決算及び会計令臨時特例の一部改正）

第三条　予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第九号」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「同項第六号」を「同項第十三号」に、「特定電気事業者」を「特定送配電事業者」に改める。

（予算決算及び会計令等の一部改正）

第四条　次に掲げる勅令及び政令の規定中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に改める。

一　予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第五十一条第十三号ロ及び第百二条の二第一号

二　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十九条の四第一項第三号及び第百六十九条の五第一項

三　国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）第十二条の五第三号及び第十二条の七第一項

（建築基準法施行令の一部改正）

第五条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第百三十条の四第五号ロ中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十六号」に、「同項第七号」を「同項第二号」に、「特定規模電気事業」を「小売電気事業」に改める。

（道路法施行令の一部改正）

第六条　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号ヘ中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に、「同項第八号」を「同項第三号」に、「特定規模電気事業者」を「小売電気事業者」に改める。

（土地区画整理法施行令等の一部改正）

第七条　次に掲げる政令の規定中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十六号」に改める。

一　土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第五十八条第四項

二　大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条第二十一号

三　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第二条第三号

四　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第二十二号

五　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第二十二号

（国税通則法施行令の一部改正）

第八条　国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第十号中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者（電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第二条第二号（定義）に規定する一般送配電事業者をいう。）」に、「電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）」を「同法」に改める。

（農業協同組合法施行令等の一部改正）

第九条　次に掲げる政令の規定中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第八号」に、「一般電気事業」を「一般送配電事業」に改める。

一　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第十条第九項第二号ロ

二　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十一条第九項第三号

三　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第九項第二号

四　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第九項第三号

五　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条第九項第四号

六　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第七条第九項第二号

七　株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第六条第八項第二号

（所得税法施行令の一部改正）

第十条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「さん橋」を「桟橋」に改め、同条第八号カ中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第八号」に、「一般電気事業」を「一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業」に、「同項第五号」を「同項第十四号」に、「特定電気事業」を「発電事業」に改め、同条第九号ロ中「なし樹」を「梨樹」に、「かき樹」を「柿樹」に改める。

（法人税法施行令及び消費税法施行令の一部改正）

第十一条　次に掲げる政令の規定中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第八号」に、「一般電気事業」を「一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業」に、「同項第五号」を「同項第十四号」に、「特定電気事業」を「発電事業」に改める。

一　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第八号ヨ

二　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第五条第八号カ